



11月  
は「子供・若者育成支援強調月間」

子どもや若者の育成支援を図ることを目的として、11月は「子供・若者育成支援強調月間」と定められています。

市青少年育成センターでは、期間中、子どもや若者を支援するための活動を集中的に行っています。

子どもや若者に関しては、不登校やひきこもりなど社会生活を営む上での問題や、いじめや非行など社会全体で取り組むべき問題を抱えています。これらの問題の解決には、学校や家庭のみならず、地域による支援が必要です。

子どもたちへの声かけ、あいさつなどを積極的に行っていただき、子どもたちが安全で健やかに成長できる環境づくりにご協力をお願いします。この機会に、地域の大人として「できる支援」を考えましょう。

■ヤングテレホンさんようおのだ

電話、面接、メールなどでの相談を受け付けています。(訪問可)

はよーにおでんわを  
☎84-2000

youngtel@city.sanyo-onoda.lg.jp

◎受付時間

月～金曜日 8:30～17:00

※土・日曜日、祝日は留守番電話で対応します。

■青少年育成センター

地域での青少年の健全育成・非行防止を目的に、教員や関係機関、地域の代表145人が補導員となって、街頭補導活動や声かけ、環境浄化活動を行っています。

〈問い合わせ先〉社会教育課 (☎ 82-1205)



野焼きは法律で禁止されています

■野焼きとは

野焼きとは、家庭ごみや剪定した枝などを屋外で焼却することをいいます。穴を掘って燃やしたり、ドラム缶などを使用して燃やすことも野焼きに該当します。

■「一部の例外」を除き禁止されています

野焼きは、ダイオキシンなどの有害物質が発生し、環境汚染や近隣の人への健康被害の恐れがあるため、「一部の例外」を除いて法律で禁止されています。違反すると「5年以下の懲役、1千万円以下の罰金またはその両方」が科せられます。

◎一部の例外

- 国または地方公共団体が施設の管理のために必要とする廃棄物の焼却
- 震災・風水害・火災等の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

(例: どんど焼きの門松, しめ縄 など)

- 農業, 林業または漁業を営むために, やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

(例: あぜ草, 稲わら, つる, 枝 など)

- たき火その他日常生活を営むために, 通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

(例: 落ち葉たき, 暖をとるためのたき火, キャンプファイヤー など)

※一部の例外に当たる焼却であっても, 生活環境に悪影響を与えたり, 近隣の迷惑となる行為は行政指導の対象となります。焼却の際は, ビニール・プラスチック類が混ざらないように注意してください。

〈問い合わせ先〉環境課 (☎ 82-1144)